

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第3四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WT0
1	附属病院運営用 [病棟]電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01 : その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 神戸 靖史	24,750	令和7年10月8日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
2	大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑開設準備業務委託	13:26:01 : その他	医療法人仁悠会 理事長 吉川 建夫	59,280,000	令和7年12月4日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4 既に契約した業務と 密接不可分の関係による	—
3	令和7年度大阪市立弘済院会計年度任用職員特定業務従事者健康診断等業務委託（概算契約）	138:集団検診	医療法人橘甲会 理事長 中川 正	23,100	令和7年12月9日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	G28 他業務との重複のため 同一が有利	—
4	【栄養部】電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01 : その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 神戸 靖史	44,000	令和7年12月18日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

随意契約理由書

1 案件名称

[病棟] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町34番5号
会社名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
大阪支社 北大阪営業部
代表者 部長 神戸 靖史

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコージャパン社製であり、当該機器の修繕業務には特殊の技術及び固有の部品が必要となる。したがって、本修繕業務は当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
(電話番号：06-6871-8034)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑 開設準備業務委託

2 契約の相手方

大阪府堺市北区東三国ヶ丘町4-1-25

医療法人 仁悠会

理事長 吉川 建夫

3 隨意契約理由

大阪市立弘済院附属病院及び弘済院第2特別養護老人ホーム（以下、「第2特養」という）は、本市が直営で運営している施設であり、とりわけ第2特養では、歩行可能な活動性のある認知症高齢者の専用施設として専門的な介護を提供するとともに、弘済院附属病院と密接に連携し、認知症の人に対する専門ケアを実施している。

現在、住吉市民病院跡地において、認知症の原因究明や予防、治療法の確立等に取り組む「研究施設」を核とし、弘済院の認知症医療・介護機能を継承する「病院」「介護老人保健施設（以下、「新老健」という）」を併設する本市の認知症施策の中核的役割を担う施設（以下、「新施設」という）の整備を進めている。（機能移転後、弘済院は閉院）

新施設は、大阪公立大学（以下、「大学」という）が統一したガバナンスのもとで3つの施設を一体的に運営する基本構想を策定し検討を重ねてきたが、建設工事の入札不落等により開設が延期となり、開設初期の段階から基本構想に掲げる機能を迅速・円滑に発揮することがより強く求められる状況となった。こうしたことから、新老健については、開設から一定の期間（概ね10年間）指定管理者制度を導入し、認知症ケアに関する高い知見と経験を有するとともに地域において円滑なネットワークづくりに取り組むことができる民間法人の参画を求めるとした。

新施設の開設に向けては、運営を担う大学に令和4年度には開設準備室を設置し、本市と大学が連携しながら、施設の整備を進めるとともに、多岐にわたる膨大な開設準備も進めているところであるが、新老健の開設準備については、本市が施設の設置者として責任をもって効率的効果的に進めていかなければならない。

このため、指定管理者の選定プロセスにおいては、施設の管理運営にかかる事業計画などの提案に加えて、開設準備業務にかかる実施計画や考え方を提案させ、その実現可能性等を指定管理者の選定評価の対象とし、開設後の施設の運営だけでなく、限られた予算と期間の中で着実に開設準備業務も実施できる法人を選定することとしている。

なお、介護老人保健施設の開設にあたっては、介護保険法の基準を満たし開設許可を受ける必要があるが、開設準備業務は、下記に列挙するような開設後の施設運営と不可分一

体の業務であり、開設許可を受ける指定管理法人が当然担うべき内容の業務となっている。

(開設準備業務)

- ・介護老人保健施設の開設許可申請手続き
- ・開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備
- ・開設時に従事する職員の事前の採用、および当該職員への研修
- ・施設開設に向けた準備業務（入所者の募集・選定、広報・周知活動、地域の関係機関との関係構築等）
- ・各種介護等機器、什器・備品の調達・設置、運用マニュアルの作成
- ・施設運営に関わる各種システムの導入・設置、運用マニュアルの作成
- ・併設する施設間の運用ルールの整理

等

また、開設準備業務の開始時期は令和8年1月としているが、建物の竣工は令和8年12月末を予定しており、什器・備品・各種機器・システムの設置や運用マニュアルの確定などは、令和9年1月の建物引き渡し後から、令和9年5月（予定）の運営開始までの限られた期間の中で確実に業務を遂行する必要がある。

とりわけ、各種介護等機器・什器の調達・設置については、介護施設運営の専門知識・経験を持つ法人が新施設の運営方針に基づき、施設のレイアウト等を鑑み、適時・適切に機器等の選定・調達・設置まで一体的に実施されるものであること、また、老健施設の運営に必要な各種システム※の導入・設置については、多岐にわたるシステムごとに法人間の連携等考慮したシステムを構築し、導入にかかる配線等インフラ整備にかかる工事も含め、一体的に実施する必要がある。

〔※ 医師用介護システム、看護用介護システム、介護職用介護システム、リハビリ職員用介護システム、ケアマネージャー用介護システム、支援相談員用介護システム、管理栄養士用介護システム、事務職員用介護システム等〕

開設準備から運営までを一貫して担うことで、業務に対する責任の所在が一元化され、迅速な対応が可能となるとともに、利用者への影響を最小限に抑えることができ、開設準備業務を円滑かつ効率的に進めることができるものであり、開設準備業務を指定管理法人が一体的に実施することにより、最適でよりよい認知症ケアの提供につながるものと考えている。

もしも、これらの対応を指定管理法人が一体的に実施しない場合、業務間の連携や調整が複雑化し、限られた期間の中で確実に遂行することが求められる開設準備業務が阻害され、開設に遅れが生じたり、運営に支障が出てしまうことも考えられる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は

目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、指定管理業務と本業務を一体的に実施できる事業者を公募選定していることから、上記事業者と随意契約の締結を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局市立弘済院管理課 経営企画担当

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立弘済院会計年度任用職特定従事者健康診断等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市中央区内久宝寺町3-4-1

医療法人 橘甲会 理事長 中川 正

3 隨意契約理由

労働安全衛生法第66条第1項並びに労働安全衛生法施行規則第44条第1項の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対し定期健康診断を受診させる義務が課せられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）の健康診断業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日以下勤務の会計年度任用職員のうち受診が必要とされる職員及び電離放射線業務従事者については、各所属において、契約を締結する必要がある。

当該契約相手方については、総務局が発注した「令和7年度職員定期健康診断等業務委託B（概算契約）」において、契約管財局が行った事後審査型一般競争入札により選定され、契約した事業者である。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と診断場所及び日時を合わせることができ、健診場所の事前準備経費及び健診スタッフの人物費等が不要であり、効率がよく安価となる。

以上のことから、週3日以下勤務の会計年度任用職員の特定業務従事者健康診断及び特殊健康診断について、大阪市職員定期健康診断実施業者と特名随意契約にて契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 案件名称

〔栄養部〕電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 神戸 靖史

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコージャパン社製であり、当該機器の修繕業務には特殊の技術及び固有の部品が必要となる。したがって、本修繕業務は当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (G 3)

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
(電話番号：06-6871-8034)